

内閣参甲第一六三号

昭和二十三年十一月十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員油井賢太郎君提出蕪増産と地方還元に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員油井賢太郎君提出繭増産と地方還元に関する質問に対する答弁書

一、現在の繭の配給方法においては、その都府縣の産繭は、できるだけその都府縣所在の製糸工場へ配給するようにしている。しかしながら、それがために比較的産繭の少い都府縣の製糸工場が、一定期間操業ができないため生糸の生産費が不当に高くなることがないようにするために、一定量を限つて他の都府縣に廻すような措置をとつているが、その場合でも両者の配給基準量には、二割程度の差をつけている。

二、配給基準量以上に増産して供出された繭は、その都府縣所在の工場に帰属するように措置して、この繭を他の都府縣の工場に廻すようなことはしていない。

三、なお、この配給方法は、予め養蚕業者の団体、製糸業者の団体及び都府縣当局とも充分協議して決定したものである。